

3 番 久永和枝 5 月 第 2 回臨時議会

2020 年 5 月 13 日 (水)

議案第 30 号 大府市国民健康保険条例の一部改正について**<本会議 賛成討論>**

今回の議案は国が進める措置の一つで、新型コロナウイルス感染症に感染、またはその疑いのため働くことができない国民健康保険加入者に対して、社会保険と同じように傷病手当を支給するという議案で、225 万円が予算として組まれています。

国民健康保険の加入者は、現在、病気やケガ等で仕事を休まざるを得ない場合の補償はないですが、条例改正によって傷病手当金が補償される議案であり賛成いたします。

次に意見を申し上げます。

今回の条例改正では、期限が決められていること、また、新型インフルエンザ感染症に限った措置であります。社会保険のように、けがや病気によって仕事ができなくなった場合であっても補償できるよう制度の充実が必要です。

また、今回の議案では、従業員であれば国保でも社会保険でも傷病手当で補償されます。さらに、法人の事業所の事業主である役員は社会保険に入る事ができますので、これまでも傷病手当で収入の補償がされています。しかし、個人事業主についてはそもそも社会保険に入る事ができないため、国保の加入という選択しかないにもかかわらず、今回の議案の対象となっておりません。

しかし、国では家族専従者は被用者とすることが確認され、3 月 26 日の厚生労働委員会では、厚生労働保険局長が「支給対象の拡大も市町村長の判断で可能」と答え、個人事業主にも対象にする道ができています。

個人事業主は現場で働く方が多く、「生活のために」と無理をして働きかねません。これでは賃金の補償や感染を抑制するための国保の傷病手当が最大限生かされないのではないのでしょうか。

さらに、売上が 2 分の 1 になった場合に対象となる「持続化給付金」、上限があり、事業主が休業手当を支給した場合に対象となる「雇用調整助成金」で賄えるのではという答弁でしたが、報道もされていますように、売り上げは 3 割減ると存続の危機だと言われているのに、2 分の 1 の場合にしか対象にならない給付金、事業主が従業員に給与の補償ができる事業所に限られる助成金など、ハードルが非常に高い現状があるため、やはり、個人事業主にも傷病手当が必要ではないのでしょうか？

そのことを大府市としても、国にもとめ、全ての人に補償される大府市独自の措置について検討するべきと意見をそえ、賛成討論といたします。

以上

議案第 33 号 令和 2 年度 大府市一般会計補正予算(第 3 号)**<本会議 賛成討論>**

補正予算全般については、迅速な対応も含め評価をいたします。雇用も積極的に行っていたと思いますが、働くためにもまず住むところ、住居の確保が必要です。今後、一時的な支援ではなく、継続した対策・事業を行っていくことを期待し、賛成いたします。

<意見>**①職員の時間外労働について**

- ・長期化するであろう進展していくコロナ対策と通常業務。

これからも大変ですが、これまでも残業や休日出勤が続いている職員もいます。

残業を見込んだ勤務では職員の健康は守れません。疲れが重なることでミスや事故につながり、市民への不利益につながる恐れがあります。

- ・今後、コロナ感染症の影響によって、職員からひとり一人の市民生活を察していく支援も重要となる、市民に寄り添う仕事が増えてくると考えられます。

- ・職員でなければできない仕事であれば、残業ありきの勤務ではなく、残業をしなくて済むために、新たに職員を雇用していくことが、市民サービスの向上に無理なく対応できると考えます。

②もう一点は、事務手続きについてです

民生費の「子育て世帯への臨時特別給付金」の給付について、公務員を除く市民は通常の子ども手当に上乗せされるため、特に手続きが必要ありません。しかし、公務員については児童手当の受給状況の証明書が必要であったり、申請書の提出が必要であるため、新たな業務が発生し、今回の補正予算には、そのための人件費や残業のための予算が増額が含まれています。

「職員が自分たちの首を絞める業務となっていないか」、「あえて複雑にする必要があるのか」、事務の簡素化という一つの例としてこの状況を国へと上げていただきたいと意見を申し上げ、賛成討論といたします。

以上